

事業所名	住所	需給地点	電気工作物の 財産分界点	保安上の 責任分界点	非常用 自家発電設備	項目	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計	
31 浜田地下ポンプ場	四日市市 北浜田町 地内	構内引込第1柱 上過電流ロック 機構付高圧気中 開閉器の電源側 接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	なし	契約電力(kW)	41												-	
						最大需要電力(kW)	24	24	24	24	24	24	24	24	24	41	41	24	24	-
						使用電力量 (kWh)	昼間時間	438	395	291	228	224	216	324	151	237	221	478	434	3,637
							夜間時間	533	542	348	267	266	283	326	294	511	550	498	502	4,920
							重負荷時間	0	0	0	0	0	0	0	144	239	242	0	0	625
小計																		0		
32 新南五味塚ポンプ場	四日市市 楠町南五味 塚地内	構内引込第1柱 上過電流ロック 機構付高圧気中 開閉器の電源側 接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	あり (系統接続無し)	契約電力(kW)	264												-	
						最大需要電力(kW)	(264)	223	223	223	264	264	264	264	(264)	(264)	(264)	(264)	-	
						使用電力量 (kWh)	夏季	0	0	0	0	0	0	0	15878	(15878)	(15878)	0	0	47,634
							その他季	(4574)	3732	3495	2758	4528	4869	7901	0	0	0	(4574)	(4574)	40,924
							小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計																		0		
33 内堀ポンプ場	四日市市 貝塚町 地内	構内引込第1柱 上過電流ロック 機構付高圧気中 開閉器の電源側 接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	あり (系統接続無し)	契約電力(kW)	330												-	
						最大需要電力(kW)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	330	330	330	5	-
						使用電力量 (kWh)	昼間時間	1,243	1,176	1,169	1,265	1,208	1,114	1,287	691	742	746	879	1,322	12,842
							夜間時間	1,528	1,592	1,317	1,468	1,405	1,577	1,356	1,421	1,619	1,436	1,545	1,411	17,675
							重負荷時間	0	0	0	0	0	0	0	694	749	730	254	0	2,427
小計																		0		
34 采女汚水中継 ポンプ場	四日市市 采女町 地内	構内引込第1柱 上過電流ロック 機構付高圧気中 開閉器の電源側 接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	あり (系統接続無し)	契約電力(kW)	41												-	
						最大需要電力(kW)	29	29	29	29	29	29	29	29	41	31	31	31	29	-
						使用電力量 (kWh)	昼間時間	2,365	2,109	2,340	2,568	2,429	2,152	3,038	1,913	1,620	1,746	2,196	2,525	27,001
							夜間時間	2,615	2,608	2,246	2,633	2,627	2,884	2,689	2,994	2,526	2,761	3,093	2,395	32,071
							重負荷時間	0	0	0	0	0	0	0	0	1,413	1,115	1,295	578	0
小計																		0		

(1) 季節区分

- イ 夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- ロ その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分

- イ 重負荷時間
夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、(3)に定める日の該当する時間を除きます。
- ロ 昼間時間
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、重負荷時間および(3)に定める日の該当する時間を除きます。
- ハ 夜間時間
重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 休日等

- 休日等とは、次の日をいいます。
- イ 日曜日
- ロ 1月1日、1月の第2月曜日、2月11日、2月23日、4月29日、5月3日、5月4日、5月5日、7月の第3月曜日、8月11日、9月の第3月曜日、10月の第2月曜日、11月3日および11月23日
- ハ 各年ごとに定める次の日

令和2年	3月20日、9月22日
------	-------------

- ニ ロまたはハに定める日が日曜日となる場合、その翌日以降でその日に最も近いロまたはハでない日
- ホ 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日

(4) No.32新南五味塚ポンプ場

- イ ()内数値
ポンプ場の供用開始が平成30年12月のため、それ以前の最大需要電力及び使用電力量は想定値とし、()内数値としています。